官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔条　約〕
○国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書（一四）　二
○国際民間航空条約第五十六条の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書（一五）　四
〔府　令〕
○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（**内閣府**六一）　六
〔**府令・省令**〕
○内閣府・法務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・法務**二）　六
○内閣府・法務省・財務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・法務・財務**三）　七
○内閣府・財務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・財務**四）　八
○内閣府・財務省・農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・財務・農林水産**一）　八
○内閣府・厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・厚生労働**一二）　九
○内閣府・農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・農林水産**一〇）　九
〔**法規的告示**〕
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（**厚生労働**二六五）　一〇
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（**同**二六六）　一二
○厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名等の一部を改正する告示（**同**二六七）　一二
〔**その他告示**〕
○国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書及び国際民間航空条約第五十六条の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書の日本国による批准に関する件（**外務**二一九）　一五
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（**農林水産**九八七）　一七
〔**公　告**〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一七
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、日本弁護士連合会懲戒処分関係　四五
地方公共団体
行旅死亡人関係　五〇
会社その他
会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◇国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書（条約第十四号）（外務省）
この議定書は、国際民間航空条約第五十条(a)に定める理事会の構成員の数を三十六から四十に増加するものである。

◇国際民間航空条約第五十六条の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書（条約第十五号）（外務省）
この議定書は、国際民間航空条約第五十六条に定める航空委員会の委員の数を十九から二十一に増加するものである。